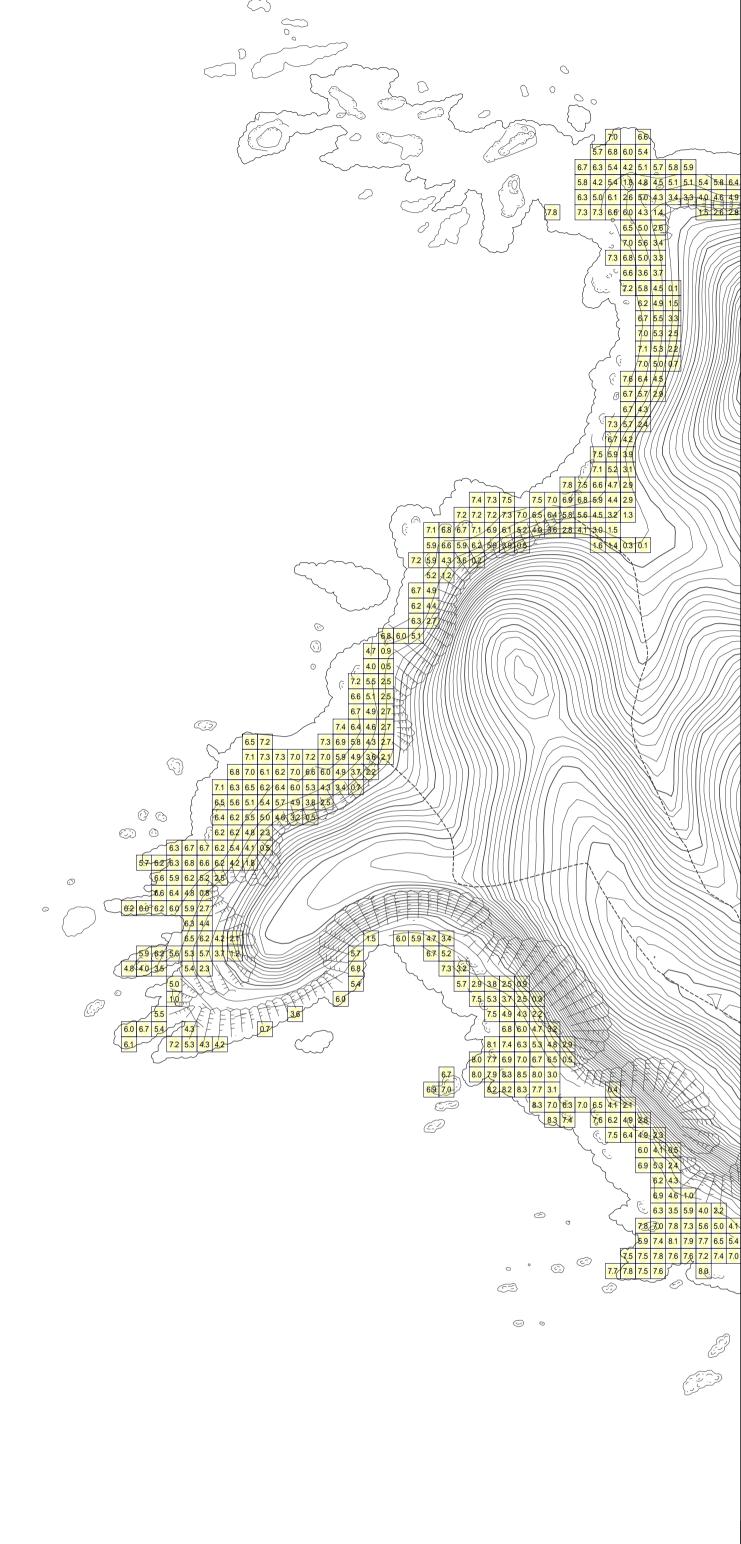
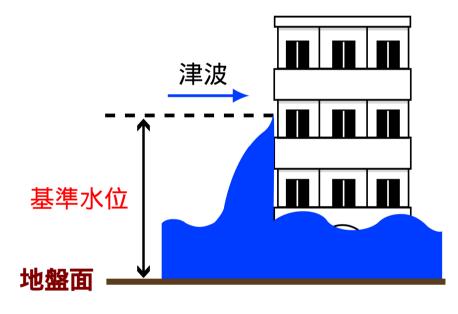
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



【津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下、下法」という)第53条第1項に基づ(区域です。 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

歴準水位】 ・基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準によるが位(法第53条第2項」に基づく水位)です。 ・基づく水位)です。 ・基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



背景地図】 背景地図」は、平成 19年 4月 の航空写真等を基に作成して いるため、道路や建物などが 現況と異なっている場合があ ります。

	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位 m)
	市町村名	日高町
	図面番号	日-5
٦		<u> </u>

Copyright (c) NTT空間情報 All Rights Reserved 告示番号 和歌山県告示第461号 縮尺 1:2,500 告示年月日 平成 28年 4月 19日

津波災害警戒区域 区域図